

2015

7月号



556

広報



☆未来へ向がっこ
ジャンプ! ジャンプ!! ジャンプ!!!



写真：小学校陸上記録会から

<主な内容>

- 河内町の行政改革について……………P 2～P 3
- 介護保険制度が変わります……………P 4～P 5
- 国民健康保険……………P 6
- 後期高齢者医療制度に加入している方へ……………P 7



☆未来へ向がっこ
ジャンプ! ジャンプ!! ジャンプ!!!



写真：小学校陸上記録会から

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日 時 8月5日(水) 午前10時～正午
場 所 第2地区共同利用施設
(福祉センター隣)

※弁護士相談(要予約)
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎ 84-2830

教育相談

日 時 月・水・木曜日 午前9時～正午
場 所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎ 84-3322 FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前10時～午後4時
場 所 河内町役場本庁舎北側
問合せ先 ☎ 84-5017
☎ 0120-84-5013

交通事故相談

日 時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時45分
場 所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎ 029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故 5月発生状況

(累計)
発生件数(人身事故) 2件(9)
死 者 数 0人(0)
負傷者数 3人(13)
竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた	2人	転入	19人
おくやみ	11人	転出	34人

◆ 人口・世帯 ◆

平成27年6月1日現在
人 口 9,596人 (-24)
男 4,751人 (-8)
女 4,845人 (-16)
世帯数 3,399世帯 (+3)

◆ TELガイド ◆

役 場	☎ 84-2111 FAX 84-4357	教育委員会 事務局	学校教育G 生涯学習G (公民館)	☎ 84-3322 ☎ 84-2843
水道事務所	☎ 84-2361	福祉センター	☎ 84-3699	
つみみ会館	☎ 86-2090	保健センター	☎ 84-4486	
地域包括支援センター	☎ 60-4071	防災かわち (音声案内)	☎ 84-2212	
社会福祉協議会	☎ 84-2830	シルバー人材センター	☎ 84-5455	

◆ 休日診療当番医(8月) ◆

	稻敷地区	龍ヶ崎地区	
2日	角崎クリニック ☎ 0297-87-6030	村井医院 ☎ 62-3380	飯野クリニック ☎ 60-2323
9日	和田医院 ☎ 029-894-2412	いしかわクリニック ☎ 62-0378	野上小児科医院 ☎ 65-3375
16日	江戸崎眼科 ☎ 029-892-0262	うちだ医院 ☎ 64-8821	竜ヶ崎医院 ☎ 62-0550
23日	宮本病院 ☎ 029-979-2114	さくらクリニック ☎ 65-1211	秋本脳神経外科 ☎ 64-3311
30日	いなしきクリニック ☎ 029-892-3372	菊地整形外科 ☎ 64-6111	松葉クリニック ☎ 65-7282

*休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム	：24時間お医者さんを探すことができます。
救急医療情報コントロールセンター	☎ 029-241-4199
救急医療情報システム	ホームページ： http://www.qq.pref.ibaraki.jp/ 携帯サイト： http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/

◆ ごみ収集日(8月) ◆

資 源 回 収 日	燃え ない ごみ 収 集 日		
A地区 4・18	C地区 11・25	A地区 8	C地区 22
B地区 6・20	D地区 13・27	B地区	D地区
燃えるごみ収集日			粗大ごみの予約収集日
全地区	毎週月・水・金曜日		8月中の予約→9月5日

広報
かわち

平成27年7月1日発行

編集・発行 河内町役場秘書広聴課

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>モバイル版アドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/mobile/index.html>河内町モバイルホームページ
QRコード

※QRコードは読みとれない場合もありますのでご了承ください。



☆特殊勤務手当の支給休止（H18～継続）

※財政効果 年間：約1,300,000円の節約

☆旅費日当の支給休止（H18～継続）

特別職を含め職員の旅費日当について当分の間支給しない。

※財政効果 年間：約5,000,000円の節約

☆保育所、幼稚園を統廃合（H21.4設立）

これまでの保育所（3施設）と幼稚園（1施設）を統合し、河内町立こども園（2施設）を新設しました。

- ・源清田、長竿保育所、第一幼稚園を統合 ⇒ カわち認定こども園
- ・金江津保育所 ⇒ かなえつ認定こども園

☆収納率の向上対策を推進（H18～）

- ・徴収率90%を目標に収納率の向上対策を推進しました。
- ・専門的知識をもった職員を育成するため、税務担当職員全員が徴収実務講習を受講しました。
- ・県税事務所と共同の滞納整理を実施しました。

※滞納処分実績（債権、給与、不動産等差押及び交付要求）

平成22年度…26件 平成23年度…22件 平成24年度…22件 平成25年度…30件 平成26年度…76件

※徴収率の推移

（単位：%）

区分	年 度				
	21	22	23	24	25
徴 収 率	90.4	89.5	89.3	89.3	89.7
町 民 税 分	91.6	90.1	89.9	90.8	90.0
固 定 資 産 税 分	88.5	88.2	87.8	86.9	87.8

☆コンビニエンスストアによる町税等収納の実施

コンビニエンスストアから町税等の納付ができます。

☆町三役給与の引下げ

- ・町長 720,000円 ⇒ 612,000円 (-108,000円)
- ・副町長 560,000円 ⇒ 532,000円 (-28,000円)
- ・教育長 500,000円 ⇒ 475,000円 (-25,000円)

※財政効果 年間：約3,000,000円の削減

☆議員定数の削減

14名 ⇒ 12名

※議員定数については、平成23年度に2名の定数が削減され、定数12名とされました。

☆議員報酬の引下げ

- ・議長 330,000円 ⇒ 300,000円 (-30,000円)
- ・副議長 300,000円 ⇒ 270,000円 (-30,000円)
- ・議員 290,000円 ⇒ 260,000円 (-30,000円)

※町では、これまで取り組んできた行政改革の継続と新たな課題および重点的に取り組んでいきたい事項に対応していくために、平成27年度から「河内町新行政改革大綱」を策定し推進しています。

行政改革を進めています

行政改革を進めています

河内町の行政改革について

～これまでの行政改革での主な取り組み状況についてお知らせします～

◆問合せ先◆ 秘書広聴課 TEL 84-2111 (内線103)

町では、平成22年度から平成26年度までを「第3次行政改革」の推進期間と定め、職員からの提案や改善策等を計画に取り入れ積極的な行財政改革を行ってきました。これまでの行財政改革の主な取り組みについてお知らせします。

☆住民票、印鑑証明書、税務関係証明書の休日受取りの実施

平日の電話予約により住民票、印鑑証明書、税務関係の証明書が休日に受け取れます。

☆学校給食を民間に委託（H19.1～）

民間に委託することで経費の節約を進めながら「美味しい、栄養のある、安全な給食」の提供を目指しています。

※給食費の決算額の推移

平成19年度	32,498,149円	平成23年度	31,083,067円
平成20年度	32,175,516円	平成24年度	29,406,781円
平成21年度	28,137,965円	平成25年度	29,250,493円
平成22年度	30,733,866円		

☆職員数の抑制

事務事業の見直し、民間委託等を進めることで職員数の抑制に努めます。

※職員数の推移

区分	年 度					
	22	23	24	25	26	27
減 員	-7	-3	-6	-4	-6	-4
増 員	6	3	5	4	0	2
差 引	-1	0	-1	0	-6	-2
計	139	139	138	138	132	130

※平成27年4月1日現在の職員数130人（教育長含む）

※人件費の推移

区分	年 度				
	21	22	23	24	25
人件費総額	1,029,818	1,017,983	1,058,350	1,021,107	989,340
うち職員給	635,133	623,501	619,713	618,312	607,185

※人件費総額のうち職員分の推移については、平成21年度と平成25年度を比べると年間40,478,000円の削減！

○低所得の施設利用者への居住費と食費の軽減要件が変わります

預貯金等の資産や世帯分離をしている配偶者の所得についても軽減要件に追加されます。

軽減の対象外となる方

住民税非課税世帯であっても下記の①、②に該当する場合は、軽減対象外となります。

- ① 預貯金等の金額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合
- ② 世帯分離をしている配偶者（事実婚を含む）が住民税を課税されている場合

注) 申請にあたっては、本人および配偶者の預貯金通帳等のコピーおよび金融機関への照会に対する同意書を提出していただく必要があります。

注) 偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。

○特養の相部屋（多床室）に入所する方の部屋代負担について

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する方（ショートステイ利用者を含む。）のうち、町民税課税世帯の方等については、新たに「室料相当」を負担していただくこととなります。

これまで、相部屋（多床室）の部屋代のうち、光熱水費については、入所者の方等にご負担いただいていましたが、室料相当の額については、介護サービス費の中に含まれており、介護保険からの給付の対象となっていました。一方で、自宅で暮らしている方や個室に入所されている方は、ご自身で「室料相当」も含めた部屋代を負担されていることから、今回の見直しで、相部屋（多床室）の場合についても部屋代の全体を、入所者の方等の自己負担とすることを原則としています。

※具体的な部屋代については、施設と入所者の方などの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせください。

★平成27年4月から

○介護保険料の軽減強化

平成27年4月から、消費税による公費投入により、第1段階の保険料を軽減し、平成29年4月に消費税10%とされた場合は、第1段階から第3段階までの保険料を更に軽減することを予定しています。

○特別養護老人ホームへの新規入所の対象が変わります

特別養護老人ホームは、これまで要介護1の方から入所できましたが、平成27年4月から、原則として要介護3以上の方に入所が限定されます。

ただし、要介護1・2の方でやむを得ない事情により特別養護老人ホームでなければ生活が困難な方は、特例として入所が認められる場合があります。なお、平成27年3月31日までに入所されている要介護1・2の方は引き続き入所できます。



～平成27年度から介護保険制度が変わります～

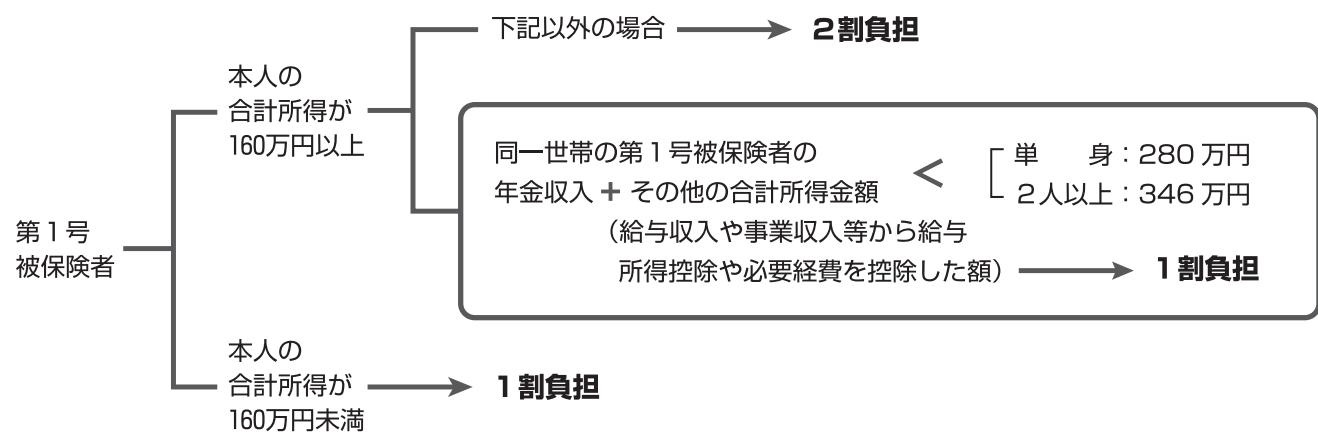
◆問合せ先◆ 福祉課 介護保険係 TEL 84-2111 (内線174・178)

★平成27年8月から

○一定以上の所得がある方は利用者負担が2割になります。

利用者負担が2割となるのは、合計所得金額が年額160万円以上の方です。

ただし、世帯内の65歳以上の方の年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の方は1割のままで。



○介護保険負担割合証が発行されます。

要介護または要支援の認定を受けた方全員に、利用者負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。

※すでに認定を受けている方については、7月末頃に個別に送付する予定です。

○高額介護サービス費の限度額の一部が変わります。

1か月に利用した介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えたとき、申請により超えた額が支給される「高額介護サービス費」について、医療保険の現役並み所得に相当する方の限度額が引き上げられます。

利用者負担区分	平成27年7月まで	平成27年8月から
現役並み所得相当※		44,400円(世帯)
一般世帯	37,200円(世帯)	37,200円(世帯)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)	15,000円(個人)
生活保護受給の方など	15,000円(個人) 15,000円(世帯)	15,000円(個人) 15,000円(世帯)

※同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方。

後期高齢者医療制度 に加入している方へ

◆問合せ先◆
町民課 国保老人保健係
TEL 84-2111
(内線182)

～保険証の更新と保険料の決定～

◆保険証について

現在お持ちの保険証の有効期限は「平成27年7月31日」までとなります。
新しい保険証を郵送しますので、8月になつたら古い保険証は処分してください。

- ・郵送時期 … 7月下旬
- ・有効期限 … 平成27年8月1日から 平成28年7月31日まで



◆限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を医療機関に提示すると、窓口での自己負担額や入院時の食事代が減額されます。

- ・対象者 … 世帯の全員が住民税非課税の方
- ・申請に必要なもの … 保険証、印鑑

◆保険料の納め方は 普通徴収と特別徴収があります

普通徴収 … 現金での納付、口座振替の方

7月中旬に「保険料額決定通知書
兼 納入通知書・領収書」を郵送します

口座振替にするには、金融機関で手続きが必要です。

【平成27年度の後期高齢者医療保険料の納期限】

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	平成27年 7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	平成28年 2月1日	2月29日

特別徴収 … 年金から天引きされている方

8月中旬に「後期高齢者医療保険料 保険料額決定通知書」を郵送します



【年金からの徴収月】

徴収額	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮算定された保険料額			保険料決定後、年間の保険料額から 仮徴収分を差し引いた額			

国民健康保険

◆問合せ先◆
町民課 国保老人保健係
TEL 84-2111
(内線182・186)

☆新しい「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します

～8月からは 新しい高齢受給者証をお使いください～

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬に郵送します。医療機関にかかるときは、保険証と高齢受給者証を窓口に提示してください。
保険診療分について、医療費の1割・2割または3割の支払いができます。

☆国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新時期です

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などで提示いただくと、一か月の医療費の自己負担が高額になったときに、窓口での支払いが一定の額（限度額）まで済むようになります。

現在、交付されている認定証の有効期限は、平成27年7月31日までとなります。8月1日以降、引き続き必要な方や医療費が高額になると見込まれる方は、保険証と認め印を持参の上、7月中に町民課窓口で申請してください。

※申請により交付される認定証の種類および自己負担限度額については、年齢や世帯の課税状況によって異なります。詳しくは町民課までお問い合わせください。

☆平成27年度の「国民健康保険税」の納税通知書・特別徴収通知書を、7月中旬に郵送します

～通知書が届いたら、内容をご確認ください～

○納税通知書について

年金から国民健康保険税が天引きされる「特別徴収」以外の方（納付書で直接または口座振替により納付されている方）の納期限は、7月31日です。

口座振替で納付されている方は、納期限の日が振替日ですので、預金の残高不足にご注意ください。

○普通徴収納付期限

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	平成27年 7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	平成28年 2月1日	2月29日

○納付場所

納税通知書を持参し、通知書に記載されている納付場所でお支払いください。

口座振替を希望する方は、預金通帳と通帳届出印を持参し、口座振替取扱金融機関で手続きをしてください。

○特別徴収通知書について

特別徴収（年金天引き）は4月・6月・8月の「仮徴収」と10月・12月・翌年2月の「本徴収」により納付していただきますが、本徴収の額が確定しました。

仮徴収は前年度の2月分と同額を引き落としし、残額分を本徴収として3回に分けて引き落とします。

10月から国民一人ひとりにマイナンバー(12桁の個人番号※) が通知されます ※法人には13桁の法人番号

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

受付時間：午前9時30分～午後5時30分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※外国語（英語）対応は、0570-20-0291におかけください。

※おかげ間違ひのないよう、くれぐれもご注意ください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

ホームページ：<http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/index.html>



TOPICS

ロンドンパラリンピック選手と交流 ～第11回矢野道場 田仲塾 心ふれ愛 あじさい柔道大会～



5月31日に矢野道場田仲塾(館長 矢野剛氏)主催による「第11回矢野道場田仲塾心ふれ愛あじさい柔道大会」が農業者トレーニングセンターで開催されました。大会では、ロンドンパラリンピック視覚障害柔道73キロ級代表の高橋秀克選手との体験練習が行われた後、龍ヶ崎市、成田市など県内外から参加した22チーム240人が日ごろの練習の成果を競い合いました。

今回で11回目を迎えるこの大会は、単に技を競い合うというだけでなく、柔道を通して豊かなこころを育もうという青少年育成の一役を担っています。

また、この大会を通じて集まった募金72,403円が河内町手をつなぐ育成会に寄付されました。



赤十字奉仕団基礎研修会が開催されました

6月16日に農村環境改善センターで、県南地区近隣市町の赤十字奉仕団を対象に基礎研修会が開催されました。

研修会では、災害時を想定した非常食の炊出しや、赤十字、ボランティアについての講義が行われました。また、救急法の実技講習なども行われ、充実した研修会となりました。

今後も町では、防災、災害に対する啓発活動や、訓練を行っていきたいと考えております。



国民年金

◆問合せ先◆
町民課 年金医療福祉係
TEL 84-2111
(内線182)

～保険料免除制度があります！～

経済的な理由等で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料が免除される「保険料免除制度」があります。

○免除（全額免除・一部免除）制度

本人・配偶者・世帯主のいずれも前年の所得が一定額以下のとき、申請により保険料が全額または一部免除となります。免除期間は国民年金の受給資格期間に算入されます。

免除の種類	免除の対象となる所得のめやす (平成26年中の所得が以下の金額の範囲内であること)			納める保険料 (月額)	免除された月の年金額の計算 (全額納付した場合と比較して)
	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦、子2人)		
全額免除	57万円	92万円	162万円	0円	4/8が年金額に反映
4分の3免除 (4分の1納付)	78万円	116万円	192万円	3,900円	5/8が年金額に反映
半額免除 (半額納付)	118万円	156万円	232万円	7,800円	6/8が年金額に反映
4分の1免除 (4分の3納付)	158万円	196万円	272万円	11,690円	7/8が年金額に反映

※「3/4免除」「半額免除」「1/4免除」を受けた場合、残りの保険料を納付しないと未納期間となります。

○若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下(全額免除と同基準)のとき、申請により保険料の納付が猶予されます。猶予期間は受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。

◇申請の手続き◇

役場町民課国民年金担当窓口・年金事務所にてお受けいたします。

手続きに必要なもの…年金手帳、認印 ※その他詳細については、お問い合わせください。

～免除等の承認を受けている方～

免除等のサイクル(始期と終期)は7月から翌年6月までです。引き続き免除を希望されるときには、原則として毎年申請が必要となります。できる限り7月に申請をされるようお願い致します。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受給することができなくなったり、いざという時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給することができない場合があります。

～ご意見箱を設置しました～

町づくりに対する意見を広くみなさまにお聞きするため、役場正面玄関にご意見箱を設置しました。明日の河内町のため、ご意見をお待ちしています。

各課の業務についてのお問い合わせは、これまでどおり担当課に直接ご連絡ください。

○用紙は自由です(A4サイズまで入ります)。

○用紙には必ず住所、氏名、電話番号を記入願います。

○特定の個人等を誹謗中傷する内容のものは、破棄いたします。



くらしの情報

☆平成28年度 茨城県立農業大学校 入学生募集のお知らせ

県立農業大学校では、高校

等卒業者（若しくは見込者）を対象に農業部（農学科40名・畜産学科10名）、園芸部（園芸学科30名）の学生を募集します。1年生は全寮制で、2年生は希望入寮制となります。

また、農業大学校卒業者は見込者）を対象として、研究科（作物・園芸・畜産の専攻コース）10名を募集します。

本校は、農業の担い手の養成並びに指導的役割を果たす農業者等の育成を目的としています。

農業の実践力を養うとともに、大学への編入資格も得られます。経費は、年額約12万円の授業料のほか入学料、教材費等が必要です。

入学願書の受付期間

・推薦入学（各学科）
平成27年9月30日～10月15日

・一般入学・前期（各学科）
平成27年11月16日～12月8日

・一般入学・後期（各学科）
平成28年2月5日～2月24日

・一般入学・前期（各学科）
平成28年3月4日

・一般入学・後期（各学科）
平成27年12月16日

・一般入学・後期（各学科）
平成28年3月4日

・研究科
平成27年12月16日

☆道路上に張り出している樹木等伐採のお願い

樹木等が繁茂する季節となり、道路敷地内への枝の張り出しや、倒木により通行の支障を来たしているとの苦情が多数寄せられています。

また、スクールゾーンにおいては、子どもたちの登下校の安全確保に支障を来たす恐れもあります。

張り出した枝等により事故が生じた場合には、土地所有者の責任が問われることとなりますが、個人の管理・責任のもと、事故に繋がる危険な樹木の伐採等適切な処置をとられますようお願いいたします。

電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に最寄りの東京電力（株）またはNTTに連絡し、立会いのもとで行つてください。

作業するときは、通行車両、自転車、歩行者の安全確保と樹木からの転落防止などに十分気をつけてください。

☆稻敷広域消防吏員募集

TEL 84-1-3322

◆問合せ先
稻敷広域消防本部 総務課

TEL 64-1-3743

◆受付期間
平成28年4月1日

◆試験日
平成27年9月20日（日）

◆職種
消防吏員（地方公務員）

◆採用予定人数
10名程度

◆採用期日
平成27年7月27日（月）～8月28日（金）

◆詳しく述べ
※詳しくは、消防本部総務課までお問い合わせください。

◆問合せ先
龍ヶ崎市3571-1

HP http://www.inashiki-kouiki.jp/index.html

☆ご存じですか？ 高次脳機能障害

頭を強くぶつけたり、脳卒中の病気で倒れた後に「新しいことが覚えられない」「人が変わった」「今までと違う」等感じたら、高次脳機能障害かもしれません。高次脳機能障害は外見からはわかりづらく、周りから見過ごされたり、本人も気づかないことがあります。

センターでは専任の支援コーディネーターによる相談と、自立訓練や就労移行支援など身体障害者や高次脳機能障害者を対象とした訓練を行っています。お気軽にご相談ください。

茨城県立リハビリテーションセンター（高次脳機能障害者支援相談専用）

TEL 0296-78-2605

◆問合せ先
茨城県立リハビリテーションセンター

◆申込先
龍ヶ崎地区交通安全協会窓口

◆持参品
運転免許証、印鑑

◆申込期限
平成27年9月30日（水）

◆問合せ先
龍ヶ崎地区交通安全協会事務局（龍ヶ崎警察署内）

TEL 62-1-6235

☆優良運転者を表彰します

龍ヶ崎地区交通安全協会では、龍ヶ崎警察署長と龍ヶ崎地区交通安全協会会長の連名で、平成27年度の龍ヶ崎地区優良運転者を表彰いたしますので、次の条件に該当する方はお申し込みください。

・自動車運転免許証を取得して10年以上の運転経験がある方
・5年以上無事故無違反であること
・今までにこの表彰を受けていないこと

・龍ヶ崎地区交通安全協会の会員であること（河内町在住の方）

◆条件
・龍ヶ崎地区交通安全協会の会員であること（河内町在住の方）

◆申込先
龍ヶ崎地区交通安全協会窓口

◆持参品
運転免許証、印鑑

◆申込期限
平成27年9月30日（水）

◆問合せ先
龍ヶ崎地区交通安全協会事務局（龍ヶ崎警察署内）

TEL 62-1-6235

STOP! マタハラ 「妊娠したから解雇」「育休取得者はとりあえず降格」は違法です

妊娠・出産・産休・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」「マタハラ」）は、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法で禁止されています。

ご相談は、茨城労働局雇用均等室（☎029-224-6288）まで

◎交付は、請求者が希望する土日などの役場閉庁日（午前8時30分～午後5時）になります。場所は、役場1階窓口となります。

◎当日は、①官公署発行の許証など本人確認のために必要となります。②印鑑登記証（印鑑登記証明書の場合）

◎交付は、請求者が希望する土日などの役場閉庁日（午前8時30分～午後5時）になります。場所は、役場1階窓口となります。

◆町有地の調査を実施しますのでご協力ください◆

河内町では、町有地の実態把握と適正管理、有効活用を図るため、町有地（土地・建物）の現地調査を平成27年7月から平成27年9月までの間で行います。

下記の内容で調査させていただきますので、ご理解とご協力ををお願いいたします。

※あくまでも町有地の調査で、民地の調査、立ち入りは行いません。

調査の方法

- ①河内町から委託を受けた調査員（2名1組）が、町有地を外観確認し、町有財産台帳の内容（所在地・用途・建物の有無）と実際の土地・建物を確認調査します。
- ②調査箇所については、全景・近景から現地写真撮影を実施します。
- ③調査員は河内町発行の身分証明書（調査員証）を携帯しています。

※委託調査者 アクリーク（株）

※調査範囲 河内町全域の町有地

◆問合せ先 企画財務課 TEL 84-2111（内線161）



くわちの情報

☆特別児童扶養手当について

精神、知的または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、または母（いずれか所得の多い方）、もしくは父母に代わってその児童を養育していける方が手当を受けることができる。

精神、知的または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、または母（いずれか所得の多い方）、もしくは父母に代わってその児童を養育していける方が手当を受けることができる。

当が支給されます。
※ただし、所得、等級等による制限があります。
（1）特別児童扶養手当認定請求書
（2）請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）と住民票謄本
（3）所定の診断書
（4）その他必要な書類（振込口座申出書等）

手当の額（児童1人につき）
・1級 月額51,100円
・2級 月額34,030円

手当を受けるための手続きについて
認定請求の申請をし、県知事の認定を受けることで、手当

手当を受けるための手続きについて
認定請求の申請をし、県知事の認定を受けることで、手当

書の添付を省略出来る場合がありますので窓口でご確認ください。

（1）特別児童扶養手当認定請求書
（2）請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）と住民票謄本
（3）所定の診断書
（4）その他必要な書類（振込口座申出書等）

書類については、福祉課にありますのでお問い合わせください。

（1）特別児童扶養手当認定請求書
（2）請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）と住民票謄本
（3）所定の診断書
（4）その他必要な書類（振込口座申出書等）

書類については、福祉課にありますのでお問い合わせください。

（1）特別児童扶養手当認定請求書
（2）請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）と住民票謄本
（3）所定の診断書
（4）その他必要な書類（振込口座申出書等）

手当を受けている方の届出について		
額改定請求書	障害状況届	所得状況届
対象となる児童数が増加した場合、または障害の程度が重くなつたために手当等級が上がる可能性がでてきた場合。	児童の障害認定にあたつては、期間（有期）が設けられています。毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届を提出してください。この届出により8月分以降の手当の支給の可否が決定されます。なお、2年間提出しないと、受給資格がなくなることがあります。※8月に入りましたら受給者あてに所得状況届用紙を送付します。	受給者の方（支給停止となつていても含む）は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届を提出してください。この届出により8月分以降の手当の支給の可否が決定されます。なお、2年間提出しないと、受給資格がなくなることがあります。※8月に入りましたら受給者あてに所得状況届用紙を送付します。

☆浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に發揮させることは、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆様のご協力ををお願いします。

◎保守点検
・浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。

また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。

・県に登録している保守点検業者に委託してください。
・年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行

◎清掃

・浄化槽内に溜まつた汚泥などを抜き取るのが清掃です。

◎法定検査

（TEL 86-2908）
・河内町の許可を受けた清掃業者である河内クリーンに委託してください。

◎法定期検査

（TEL 86-2908）
・浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

・最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8ヶ月以内に行う必要があります。その後は毎年1回受けが必要があります（検査は有料です）。

・県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会に申し込みをしてください。

（TEL 029-291-4004）
・法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

自衛官募集

受験種目	自衛官候補生	一般曹候補生	航空学生
受験資格	採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者	平成28年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者	平成28年4月1日現在、高卒（見込含）21歳未満の者
受付期間	男子：年間を通じて行っております。 女子：8月1日（土）から9月8日（火）まで（締切日必着）	8月1日（土）から9月8日（火）まで（締切日必着）	8月1日（土）から9月8日（火）まで（締切日必着）
試験期日	男子：受付時にお知らせします。 女子：9月25日（金）から9月29日（火）までのうち指定する1日	1次：9月18日（金）、19日（土）のうち指定する1日 2次：10月8日（木）から10月14日（水）までのうち指定する1日 3次：11月14日（土）から12月17日（木）までのうち指定する1日	1次：9月23日（水） 2次：10月17日（土）から10月22日（木）までのうち指定する1日 3次：11月14日（土）から12月17日（木）までのうち指定する1日
場所	別途各人に通知します。		

◆問合せ先 自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所 龍ヶ崎市寺後3629-5 TEL 64-3351
HP <http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/> E-mail hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp

★広報紙に関するご意見・ご要望、ご提案などがありましたら郵便またはメールでお送りください。

◆問合せ先
TEL 84-2111（内線103）
河内町役場 秘書広聴課
〒300-1392
E-mail hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp

★広報紙に関するご意見・ご要望、ご提案などがありましたら郵便またはメールでお送りください。
◆申込方法
1.電子メールで、hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp宛に、件名を「写真希望」とし、本文に①氏名、②住所、③電話番号、④掲載月、⑤掲載ページ、⑥「〇〇〇〇」が写っている写真、と明記してメールしてください。
※画像サイズは約1MB程度です。
3MB程度です。
CD-R、M〇など

河内町内小・中学校等の放射線量率測定結果

施設名	測定場所	測定時刻	天候	測定値	
				地上0.5m	地上1m
河内町役場	駐車場	8:30	晴れ		0.055
生板小学校	校庭	11:00	晴れ	0.105	
みずほ小学校	校庭	9:00	晴れ	0.093	
金江津小学校	校庭	9:00	晴れ	0.082	
河内中学校	校庭	9:00	晴れ		0.085
金江津中学校	校庭	8:00	晴れ		0.091
かわち認定こども園	園庭	15:30	晴れ	0.084	0.076
かなえつ認定こども園	園庭	9:00	晴れ	0.072	0.073

※放射線量率測定の結果は、1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを仮定（注）して、年間の被ばく線量が1ミリシーベルトより低い値です。

（注）年間の被ばく線量が1ミリシーベルトとなる放射線量率は0.23マイクロシーベルト／時間です。

◆問合せ先 総務課 TEL 84-2111 / 教育委員会事務局 TEL 84-3322



「一緒に遊ぼうタイム」の予定です!

8月	かわち認定こども園 かんがるーむ	かなえつ認定こども園 ふれあいらんど
1 土		
2 日		
3 月	園庭開放	開放日
4 火		★つくって遊ぼう
5 水		開放日
6 木		いっしょにあそぼう
7 金		開放日
8 土		
9 日		
10 月		
11 火		
12 水		
13 木		
14 金		
15 土		
16 日		お盆休みです！
17 月	園庭開放	開放日
18 火		★つめたーい!! 感触あそび!
19 水		開放日
20 木		★身体測定
21 金		開放日
22 土		
23 日		
24 月	園庭開放	開放日
25 火		いっしょにあそぼう
26 水		開放日
27 木		いっしょにあそぼう
28 金		開放日
29 土		
30 日		
31 月	園庭開放	開放日



たくさんのお友だちが遊びに来てくれています！
歌をうたって体をゆらゆら～お家の人と楽しく遊んだりお友だちと遊んだりしています！

お待ちしています！



★8月のつくって遊ぼう★

おさかなヨーヨー!! バケツでじゃ～

「作って遊ぼう！」の日以外でも準備しておきますね。

子育て支援センター
◎かわち認定こども園
かんがるーむ☎84-2657
◎かなえつ認定こども園
ふれあいらんど☎86-2616

生涯学習のとびら

H27.vol.100

◆問合せ先 ◆教育委員会事務局生涯学習G（中央公民館内）TEL 84-2843

第20回 河内町民ゴルフ大会

◆期日 平成27年5月26日(火) ◆場所 ニッソーカントリークラブ
◆主催 河内町体育協会

5月26日、「第20回河内町民ゴルフ大会」がニッソーカントリークラブで開催されました。今年もたくさんのゴルフ愛好家が集まり、日ごろの練習の成果を競い合いました。

今回集まったチャリティー100,000円が大野教育長から雑賀町長に手渡されました。この収益金は、町社会福祉協議会を通じて関係団体に寄付されます。



大野教育長から雑賀町長へ
チャリティー金が手渡されました。

第20回 河内町民バレー大会

◆期日 平成27年6月7日(日) ◆場所 農業者トレーニングセンター
◆主催 河内町体育協会バレー部

6月7日、「第20回河内町民バレー大会」が農業者トレーニングセンターで開催されました。大会は、5チームで予選リーグを行い、上位2チームが決勝戦を行いました。結果については、以下のとおりです。

◆結果 優勝 スカイリバーB / 準優勝 河内クラブ



優勝したスカイリバーBのみなさん

夏休み課題図書の貸出および館内閲覧について

夏休みの課題図書（第61回青少年読書感想文全国コンクール課題図書）について、中央公民館図書室で貸出および館内閲覧ができます。課題図書は、小学生・中学生対象の図書を用意しておりますが、数（各1冊）に限りがありますので貸出期間を通常より短く（3日間）させていただきますのでご了承ください。

第61回 青少年読書感想文全国コンクール 課題図書

	書名	著者	出版社
低学年	あしたあさってしあさって	森山京	小峰書店
	かあさんのしっぽっぽ	村中李衣	B.L.出版
	クレヨンからのおねがい！	ドリュー・ディウォルト	ほるぶ出版
	はこぶ	鎌田歩	教育画劇
中学年	かぐやのかご	塩野米松	佼成出版社
	パオズになったおひなさま	佐和みづえ	くもん出版
	お話しかせてクリストフ	ニキ・コーンウェル	文研出版
	ぼくはうちゅうじん	中川ひろたか	アリス館
高学年	ぼくの、ひかり色の絵の具	西村すぐり	ボプラ社
	ぼくとテスの秘密の七日間	アンナ・ウォルツ	フルーベル館
	ちいさなちいさな めにみえないびせいぶつのせかい	ニコラ・デイビス	ゴブリン書房
	レジェンド！葛西紀明選手と下川ジャンプ少年団ものがたり	城島充	講談社
中学校	夏の朝	本田昌子	福音館書店
	ブロード街の12日間	デボラ・ホプキンソン	あすなろ書房
	うなぎ 一億年の謎を追う	塚本勝巳	学研マーケティング

～お詫びと訂正～

先月号の「グラウンド・ゴルフのご案内」の内容に一部誤りがありました。お詫び申し上げ訂正させていただきます。
・「7月から9月」の時間について 誤：【午前9時～午後11時】 正：【午前9時～午前11時】

保健センターだより



第1回 健康講座のお知らせ 参加費無料

身体は皮膚に覆われ、皮膚の病気は、季節や年齢に関係なく年間を通して発生しますが、高温多湿で紫外線の強いこの時期は、外気に直接触れる顔や、頭皮に炎症が生じやすくなり、特に気をつけなければなりません。入浴時の身体の洗い方やお肌のお手入れの方法はいろいろありますが、かゆみや湿疹等の軽い症状でお悩みの方が多いのではないでしょうか？「ちょっと気になるけど、市販の薬を塗って様子を見よう！」とその場しおぎの素人療法は禁物！是非この機会に、専門の先生のお話を聞きして、毎日健康で快適な生活を目指しませんか？ご参加お待ちしております。

- ◆日 時 7月23日(木)午後1時30分～3時
- ◆場 所 河内町保健センター
- ◆内 容 皮膚疾患(洗顔・入浴など生活習慣と皮膚疾患との関連について)
- ◆講 師 星野皮フ科・アレルギー科クリニック院長 星野 稔 先生
- ◆申込方法 保健センターへお電話または窓口にお申しください。

☆☆☆ 妊婦さん・3歳未満のお子さんの保護者の方必見！ きずなメールかわち版が始まります ☆☆☆

「きずなメールかわち版」とは、妊婦の方や乳幼児の保護者が、安心して出産や子育てができるように、あなたの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長・発達、子育てサービス等タイムリーな情報をメールマガジン形式でお届けする配信事業です。この事業は、NPO法人きずなメール・プロジェクトと協働で実施します。

- ◆対象者 町内在住の妊婦とその家族・3歳未満の乳幼児の保護者
- ◆登録 インターネットによる登録(登録・配信は無料)
※配信期間は、現在のところ平成28年3月31日までの予定です。
- ◆配信回数 妊娠期：毎日
子育て期：2歳未満までは週2回程度・2～3歳未満までは月2回程度
- ◆配信内容 妊娠期：あなたの赤ちゃんの様子(赤ちゃんの一般的な成長・発達の様子)
ママのからだのこと(妊娠中の食事、生活のアドバイス)
子育て期：お子さんの成長の様子、子育てアドバイス
(ふれあい方、授乳や離乳食のことなど)
河内町の子育て事業の紹介
- ◆登録方法 下記のQRコードを読み取って空メールを送信してください。
一両日中に確認メールが届きます。



妊娠期



子育て期

「重要事項の説明」をよくお読みの上、同意した上でご登録ください。メール内容は、あくまで妊娠・出産・子育てに関する一般的な常識、医学情報に基づくものであって、すべての方にあてはまるものでないことをあらかじめご了承ください。QRコードが読み取れない時は、以下のアドレスに送信してください。

妊娠期 : kawachi@reg.kizunamail.com

子育て期 : kawachi-kosodate@reg.kizunamail.com

◆申込・問合せ先 ◆ 保健センター ☎ 84-4486 または 84-3682

食育だより VOL.57
～こころとからだを育む食育～
かなえつ認定こども園の可愛いパティシエ
いちごジャム作りに挑戦!!
担当課 子育て支援課(担当)・教育委員会事務局・保健センター



おいしいいちごジャムがたくさんできたので、小さいお友達にもあそそわけしました。みんな残さずきれいに完食☆食べ物に興味津々の年長さん。ご家庭でも食材に触れる機会を作ってみましょう♪

給食食材の放射性物質測定結果(小中学校、認定こども園)

使用日	品目	生産地等	測定結果(Bq/kg)			使 用 給 食
			放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	セシウム137	
平成27年5月20日	1日分の給食	茨城県他	不検出(<5.26)	不検出(<9.64)	不検出(<8.53)	小・中学校・認定こども園(委託給食分)
平成27年5月28日	1日分の給食	茨城県他	不検出(<6.07)	不検出(<10.5)	不検出(<9.48)	小・中学校・認定こども園(委託給食分)
平成27年5月28日	じゃがいも	茨城県	不検出(<6.51)	不検出(<11.7)	不検出(<10.6)	認定こども園(自園給食分)
平成27年5月29日	キャベツ	千葉県	不検出(<6.29)	不検出(<11.1)	不検出(<9.98)	小・中学校・認定こども園(委託給食分)
平成27年6月11日	ピーマン	茨城県	不検出(<7.87)	不検出(<14.1)	不検出(<12.5)	認定こども園(自園給食分)

※「不検出」とは()内で示した「検出限界値」未満であることを表しています。

<測定結果は、随時町のホームページ、教育委員会ホームページに掲載しています。>

地域包括支援センターだより

「げんき☆くらぶ」

社会見学
& ランチ



げんきくらぶは、65歳以上で独り暮らしの方（家族がいても日中独りで過ごしている方）を対象とした教室です。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

今回のげんきくらぶは、いつもの行楽とは趣向を変えて、社会見学を実施！6月2日（火）に保健センター教室のみなさんは、印旛郡栄町にある、日本食研千葉工場見学に行きました。近代的な工場設備に感動し、その後の食事もたいへん美味しくいただきました。

日本司法支援センター 法テラス 巡回相談 in 河内町

法テラスから、希望者があれば河内町へ巡回相談に来てくださいとのご案内がありました。相談内容は民事的な事に限ります（例：財産、損害賠償、離婚など）。但し、開催されるには下記の条件を満たす必要があります。

【開催条件】相談者が5名以上集まること

- ◆相談料 無料
- ◆相談時間 一人30分程度
- ◆開催日 10月予定

法テラスとは国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です

※相談ご希望の方は8月31日までに申込み下さい。

尚、定員に満たない場合は開催されませんのでご了承下さい。

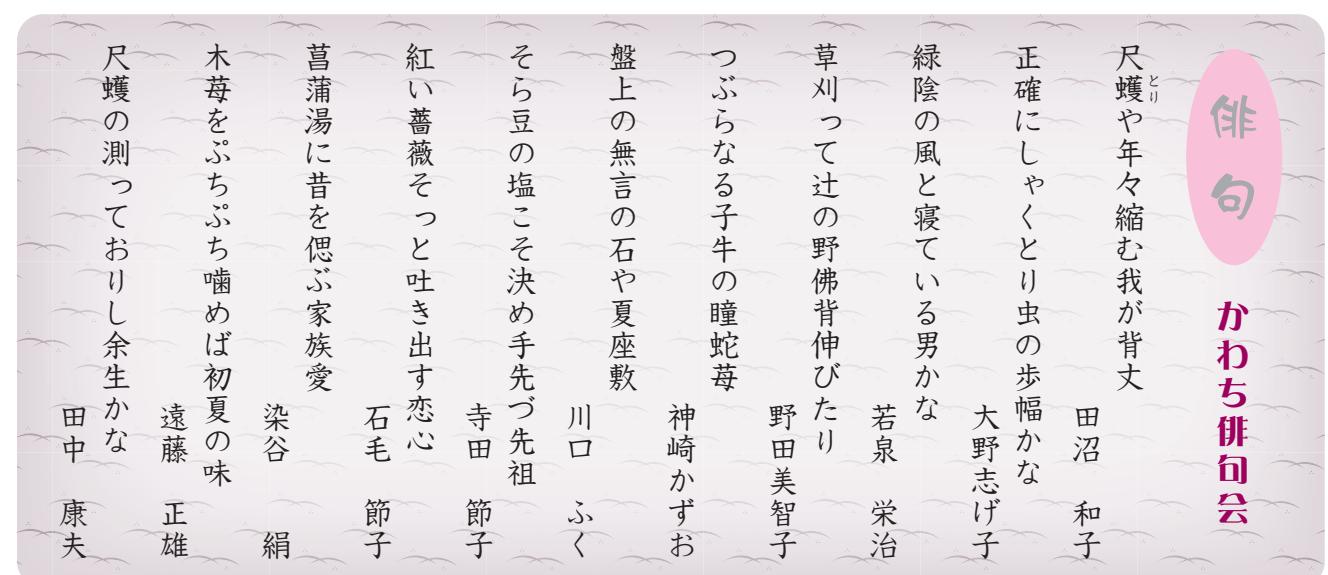
◆申込・問合せ先 ◆ 地域包括支援センター TEL 60-4071

『傾聴ボランティア 養成講座』

★受講者募集★

傾聴ボランティアとは、人と話をする機会が少なくなつた高齢者の方々のお話し相手として、訪問活動を行うボランティアです。現在、個人宅12軒、及び町内のグループホームの訪問を行っていますが、お客様の増加に伴いボランティア会員を増員しないと人手が足りない状況です。但し、個人情報に触れる為、傾聴ボランティアの活動を行うには、養成講座を受講することが原則となっております。町在住で傾聴ボランティアに興味があり、活動に参加できる方はぜひ受講して下さい。

- ◆日時 8月5日（水）午後1時30分～4時30分
- ◆場所 保健センター（機能訓練室）



俳句

かわち俳句会



スマートフォン用

東京電力からのお願い

日頃より節電へのご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今夏については、お客さまにご協力いただいている節電の効果等により、電気の安定供給を確保できる見通しです。お客さまにおかれましては、引き続き、無理のない範囲での節電へのご協力ををお願いいたします。

**ピッタリな省エネ術・
おトクなメニューの確認は…**

会員登録無料！

でんき家計簿 検索

問合せ先：東京電力茨城カスタマーセンター ☎0120-995-332
月曜日～土曜日（休祝日を除く）午前9時～午後5時



農薬の安全・適正使用に関する講習会

農業者の方を対象に、安全安心な農産物生産を推進するために、農薬の安全・適正使用に関する講習会を下記のとおり開催します。

- 日時 平成27年7月28日(火) 午後1時30分～3時
- 場所 美浦村中央公民館 研修室(美浦村受領1460-1)
- 内容 ○農薬安全使用について
○短期暴露評価の導入と農薬の登録変更について
- 問合せ先 稲敷地域農業改良普及センター TEL029-892-2934

くりーんプラザ・龍 夏休み親子陶芸体験教室

夏休みの思い出に、親子でマグカップなどを作つてみませんか？

- 日 時 平成27年7月25日(土)作陶、8月22日(土)
作品受渡し 2日間とも参加できる親子
午前9時30分～11時30分
- 場 所 「くりーんプラザ・龍」内 陶芸工房
- 対象・定員 龍ヶ崎市・利根町・河内町に在住の小・中学生の親子合計40人募集。定員になり次第締切。
- 講 師 陶芸クラブ「どんぐり」
- 費 用 材料費としてお一人様100円
- 製作物 マグカップなど一人一品
- 持参品 タオル・エプロン・上履(スリッパなど)
- 申込方法 7月14日(火)～17日(金)に、電話または直接窓口でお申し込みください。(午前9時～午後4時まで受付)
- 申込・問合せ先 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 施設課(くりーんプラザ・龍) TEL60-1777

放送大学10月入学生募集

放送大学はテレビ等の放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま平成27年10月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付致しますので、お気軽にお問い合わせください。



◆募集学生の種類

- 教養学部
 - ・科目履修生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)
 - ・選科履修生(1年間で希望する科目を履修)
 - ・全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)
- 大学院
 - ・修士科目生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)
 - ・修士選科生(1年間で希望する科目を履修)
- ◆出願期間 ~平成27年9月20日(日)
(インターネットでの出願も受け付けてあります。)
- ◆問合せ先 放送大学茨城学習センター TEL029-228-0683 HP http://www.ouj.ac.jp

人工肛門・人工ぼうこうの方の勉強会 (県委託事業)

- ◆日時 平成27年8月2日(日) 午前10時～午後2時30分
- ◆場所 牛久市中央生涯学習センター 1階大講座室
牛久市柏田町1606-1(駐車場あり)
- ◆会費 1,000円(弁当、あ茶、資料)
- ◆内容 ①専門看護師から、日常生活での基本的な手当の一通りを学ぶ。②事例による具体的なアドバイス ③装具の展示、相談 ④先生、先輩への質問、相談。
- ◆申込期限 平成27年7月27日
- ◆申込・問合せ先 公益社団法人日本オストミー協会 茨城県支部 TEL62-7463(山之内まで)

「警備業務技能講習」受講生募集 働く意欲のある満55歳以上の方の就職支援！

- ◆講習期間 平成27年7月22日(水)～7月30日(木)の6日間(土・日を除く) ※受講料 無料
- ◆講習内容 警備業務(施設警備、交通警備等)では実技もあります。最終日には合同面接会を開き、求人企業との面談を実施します。
- ◆実施場所 龍ヶ崎市シルバー人材センター
龍ヶ崎市馴馬町3202 TEL64-3641
- ◆対象者 ハローワークに求職登録をして就職を目指している満55歳以上の方 ※募集人員20名(選考あり)
- ◆申込み締切日 平成27年7月14日(火)
- ◆問合せ先 公益社団法人 茨城県シルバー人材センター連合会
水戸市千波町1918 TEL029-244-4622

戦没者遺児による慰靈友好親善事業

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰靈友好親善事業」の参加者を募集しています。同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等をなくした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰靈追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

◆実施地域

- ・広域地域 ①旧滿州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④ボルネオ・マレー半島 ⑤マリアナ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦中国 ⑧トラック・パラオ諸島 ⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー ⑪フィリピン ⑫終戦70周年記念洋上慰靈
- ・特定地域 ①マーシャル・ギルバード諸島
- ◆参 加 費 10万円
- ◆問合せ先 日本遺族会事務局 TEL03-3261-5521
- ◆申 込 茨城県遺族連合会 TEL029-221-4002

「行政書士無料相談会」開催のお知らせ

- ◆日時 平成27年7月18日(土) 午後1時～4時
- ◆会場 稲敷市江戸崎公民館(パンプ隣)
- ◆内容 相続や遺言等に関すること／法人設立や営業許可等に関すること／農地法の許可に関すること／国、公有地の払下げ等に関すること／国籍や帰化、永住(就労)ビザ等に関すること ※事前予約は不要です。
- ◆問合せ先 茨城県行政書士会県南支部 TEL64-1850

裁判所職員一般職試験(裁判所事務官、高卒者区分)

- ◆受付期間 インターネット：平成27年7月14日(火)午前10時～7月23日(木)まで
郵送：平成27年7月14日(火)～7月17日(金)
(7月17日消印有効)
- ◆※郵送での申込書は、必ず簡易書留郵便で提出してください。
- ◆受験案内 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/) または裁判所で配布している受験案内をご覧ください。
- ◆第1次試験日 平成27年9月13日(日)
- ◆第1次試験種目 基礎能力試験(多肢選択式)、作文試験
- ◆第2次試験日 10月中旬～下旬
- ◆第2次試験種目 人物試験(個別面接)
- ◆問合せ先 水戸地方裁判所事務局 総務課人事第一係 TEL029-224-8421

平成27年度 東日本大震災復興支援講演会 '大川小学校の校庭から学ぶ～あの日から考えていること～'

多くの児童・教員が犠牲になったあの日。校庭でおきたこと、そして小さな命の意味を無駄にせず、

親として、教師として考えてきたことを話します。
 ◆日時 平成27年8月1日(土)午後1時30分～3時
 ◆会場 牛久市エスカード生涯学習センター
・エスカードホール
 ◆定員 250名 ※入場無料・要事前予約
 ◆講師 佐藤敏郎(「小さな命の意味を考える会」代表)
 ◆申込・問合せ先 茨城県県南生涯学習センター
TEL029-826-1101

平成27年度

茨城県立盲学校 地域巡回教育相談会

視覚に障害のある方の見えにくさを補うための補助具(レンズや拡大読書器など)を展示したり、相談を行ったりします。小さなお子様や保護者の方だけでなく、成の方や関係機関からの参加もお受けしています。入学を前提としない相談会ですので、お気軽にご参加ください。相談は無料です。

- ◆日時 平成27年8月6日(木) 午後1時～4時
- ◆場所 土浦市社会福祉協議会会議室
土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4F
- ◆申込・問合せ先 茨城県立盲学校 視覚障害教育支援センター TEL029-221-3388 E-mail shien@ibaraki-sb.ed.jp

7月の納税等

固定資産税(2期)	納付期限は
国民健康保険税(1期)	7月31日です。
後期高齢者医療保険料(1期)	

お知らせ：納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

～夏の交通事故防止県民運動～ 7月20日(月)～8月20(木)

- ◆スローガン 「あぶないよ よそみ いねむり けいたいでんわ」
- ◆運動の重点
 - 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 飲酒運転・スピード違反・疲労による運転等の防止
 - 自転車の安全利用の推進

30日	29日	27日	26日	25日	23日	12日	7日	5日	4日	3日	2日	1日
社会福祉協議会評議員会	学校統合準備委員会	国民健康保険連合会理事会	規模拡大農家協議会総会	消防団幹部研修視察(28日まで)	龍ヶ崎地区交通安全協会河内支部	長寿クラブ連合会総会	つづみ会館運営審議会	学校給食運営委員会	防犯連絡員協議会総会	手をつなぐ育成会総会	飼料用米推進説明会	法務大臣メッセージ伝達式

（6月の主な行事）
町長の動静